

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例  
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成22年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1(52)の部中「第85条第5項」を「第85条第6項」に、「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表(64)の部中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表  
 (現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額
(52) 仮設興行場等建築許可申請手数料	建基法第85条第5項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		
	建基法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		
(64) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の建築物の使用許可申請手数料	建基法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		
	建基法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		

備考 (略)

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額
(52) 仮設興行場等建築許可申請手数料	建基法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		
	建基法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査		

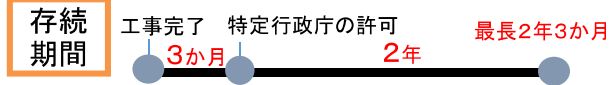
(64) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等と	建基法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		
して使用する場合の建築物の使用許可申請手数料	建基法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		

備考 (略)

改正前

建築基準法

- 応急仮設建築物は、  
応急の必要性の観点から、恒久的な建築物と異なり、建築基準法令の規定のうち、建築確認申請の手続や構造・規模に係る規定等の適用が除外されている一方、その存続期間は、最長2年3か月(工事完了から3か月+特定行政庁の許可により2年)とされている。



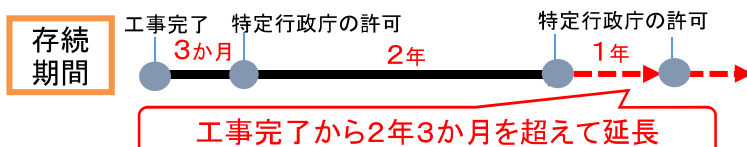
支障

- 近年、災害の頻発化・激甚化等に伴い、仮設の庁舎や医療施設等の応急仮設建築物に代わる恒久的な建築物の設置や建築基準に適合させる改修を2年3か月以内に終わることが困難となる場合がある。



改正後

- 応急仮設建築物の存続期間について、特定行政庁が、安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、1年ごとに存続期間を延長することを可能とする。



効果

- 地域の災害の状況に応じた対応が可能となるなど、円滑な災害復旧・復興等に資する。

